

- 年金記録の訂正を求める期間について、下記の＜請求期間欄＞に記入してください。
- 請求期間欄が足りないときは、別紙(様式第1号の2の2)をご利用ください。

＜請求期間欄＞

⑦	請求期間 ※	昭 平 令	年 月 日	～	昭 平 令	年 月 日	
		5 7 9			5 7 9		
	請求期間 (賞与)※	平 令	年 月 日	支払賞与	平 令	年 月 日	支払賞与
		7 9				7 9	
		平 令	年 月 日	支払賞与	平 令	年 月 日	支払賞与
		7 9			7 9		

⑪について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

⑪ 請求期間の分類	現在、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録が事実と異なると思う点は何ですか。該当する□に✓印を付けてください。(複数回答可) ☐ 入社年月日(被保険者資格の取得日)が違う。(1・5) ☐ 退社年月日(被保険者資格の喪失日)が違う。(2・6) ☐ 厚生年金の適用事業所に勤務していた期間が漏れている。(3・4・7) ☐ 請求期間の給与額(標準報酬月額)が違う。(8) ☐ 請求期間の賞与額(標準賞与額)が違う。(9) ☐ 請求期間の賞与の支払記録が漏れている。(10) ☐ その他(13)()
ウ 減額作用の請求	1 被保険者期間短縮の請求 3 標準賞与額減額の請求 2 標準報酬月額減額の請求 4 その他(3種→1種等)
エ 請求期間の記録状況	1 基金加入期間 7 脱退手当金支給期間 2 厚年法75条本文該当期間 8 みなし被保険者期間(離婚分割・3号分割) 3 育児休業期間(H12.4～) 9 保険料徴収権が時効消滅していない期間 4 育児休業期間(～H12.3) 10 国民年金被保険者期間 5 産前産後休業期間 11 共済組合員期間 6 二以上事業所勤務被保険者期間 12 その他()

㊤、㊦、㊨、㊩について、記入することが難しいときは、記入していただくなくても構いません。

㊤ 請求期間に係る事業所(1)	請求期間中に勤務していた事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称 所在地		
	カ 課 所 符 号	キ 事業所整理記号	ク 管轄年金事務所 年金事務所
㊦ 事業所の業種 ※	上記の事業所の業種について、記入上の注意の「事業所の業種」から該当する業種の番号を記入してください。		
㊨ 事業所の規模	上記の事業所の従業員数はどの程度でしたか。 1 10人未満 3 1千人未満 5 1万人以上 2 100人未満 4 1万人未満 6 不明		
㊩ 請求期間に係る事業所(2)	請求期間中に転勤した場合は転勤先の事業所の名称、所在地を記入してください。 事業所名称 所在地		
	シ 課 所 符 号	ス 事業所整理記号	セ 管轄年金事務所 年金事務所

別紙の有無

有

無

- 以下の質問について、「はい」又は「いいえ」に○印を付けてください。
覚えていないときは、「いいえ」に○印を付けてください。

請求期間(㉗)について、事業主から、必要な届出をしていないこと及び保険料を納付していないこと等の説明を受け、それに同意していましたか。	は い ・ い い え
請求期間(㉗)において、当時の勤務先で社会保険事務を自ら担当していましたか。	は い ・ い い え
注) 転勤に伴う年金記録のまれや誤りについて訂正請求されるときは記入してください。 請求期間(㉗)の前後の事業所は、同一企業又は同一企業グループの事業所でしたか。	は い ・ い い え

- 請求期間(㉗)に係る事業所の担当者・連絡先について、本件に係る事業所において下欄に記入してください。

② 所 属 ・ 担 当 者	事業所名	⑤ 連 絡 先 (電話番号)	
	所属・担当者名		

- 下欄の＜同意欄＞に氏名をご記載いただきますと、日本年金機構(年金事務所)で年金記録の訂正が可能な場合、速やかに処理することができます。

＜ 同 意 欄 ＞
年金記録の訂正請求に関して、以下の事項について同意します。 ● 全部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、本件訂正請求は取り下げること。 ● 一部の請求期間について、私の請求どおり日本年金機構で訂正処理することができる場合は、その請求期間については厚生労働大臣への訂正請求は行わないこと。 請求者の氏名

■ 添付書類

請求者は、以下の書類を添付してください。

- ◇ 請求者の委任状 兼 同意書(様式第12号の5)
- ◇ 請求者が被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」といいます。)の死亡に伴う保険給付の受給権者である場合は、以下のいずれかの書類
 - 遺族厚生年金の年金証書、未支給年金支給決定通知書など、請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であることを明らかにすることができる書類の写し
 - 年金証書等添付不能理由書(様式第4号)
- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合は、戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

- ◇ 請求者が被保険者等の死亡に伴う給付の受給権者であるかどうか不明な場合であって、かつ、請求者と被保険者等が事実上の婚姻関係にあった場合は、両者の戸籍の謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)、住民票(世帯全員)などの写しが必要ですが、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

事業主は、以下の書類を添付してください。

- ◇ 事案の概要(様式第3号)
- ◇ 請求期間の分類(④)に応じた以下の訂正請求者一覧表
 - 請求期間の給与額が違う場合は、訂正請求者一覧表(標準報酬月額相違事案)(様式第11号の2)
 - 請求期間の賞与額が違う場合又は賞与の支払記録が漏れている場合は、訂正請求者一覧表(標準賞与額相違事案)(様式第11号の3)
 - 上記以外の場合は、訂正請求者一覧表(被保険者期間相違事案)(様式第11号の1)

事業主は、以下のような事業所保管の書類の写しを添付してください。

- ◇ 賃金台帳、賞与台帳、請求期間の保険料控除が確認できる資料
- ◇ 人事記録等請求期間の勤務実態が確認できる資料
- ◇ その他事業主からの保険料控除、事業主の届出又は保険料納付について確認できる資料

■ 記入上の注意

- ◆ 「請求者」とは、厚生年金保険の被保険者等、又は被保険者等の死亡による未支給年金若しくは遺族年金等の受給権者である遺族をいいます。
- ◆ 「⑩ 連絡先(電話番号)」は、平日の日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください。
- ◆ 「被保険者等」とは、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者をいいます。例えば、死亡した夫の年金記録について妻が訂正請求をする場合、死亡した夫が被保険者等であり、請求者である妻は「3 被保険者等の遺族」です。ご自分の年金記録について請求するときは、請求者が「1 被保険者等本人」です。
- ◆ 「請求期間」(⑦)は、国(厚生労働省・日本年金機構)が管理している年金記録に過不足している期間、又は給与額(標準報酬月額)が相違している期間について記入してください。
賞与に係る訂正請求については、「請求期間(賞与)」欄に記入してください。
- ◆ 事業所の業種(⑤)

01: 農林水産業	08: 卸売・小売業	15: 医療・福祉
02: 鉱業・採石業・砂利採取業	09: 金融・保険業	16: 複合サービス事業
03: 建設業	10: 不動産業・物品賃貸業	17: サービス業
04: 製造業	11: 学術研究・専門技術サービス業	18: 公務
05: 電気・ガス・熱供給・水道業	12: 飲食店・宿泊業	19: 不明
06: 情報通信業	13: 生活関連サービス業・娯楽業	
07: 運輸業・郵便業	14: 教育・学習支援業	
- ◆ 日本年金機構において請求のとおり年金記録が訂正可能な場合、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)の調査審議によらずとも、速やかに訂正処理を行うことができます。希望されるときは、同意欄に氏名をご記載ください。

■ 提出先・お問い合わせ先

この請求書 兼 申立書は、お近くの年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

■ 備考